

記 録

文書番号	SGJ 第 2 4 期-0 2 0 9 1 0-2 4 3 5 1 1 0 0-0 2 8
委員会等名	地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会
標題	先住民族との和解と共生—アイヌの遺骨・副葬品の返還をめぐって—記録
作成日	令和 2 年（2 0 2 0 年）9 月 1 0 日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

この対外報告は、日本学術会議地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会

委員長	窪田 幸子	(第一部会員)	神戸大学国際文化学研究科教授
副委員長	井野瀬久美恵	(連携会員)	甲南大学文学部教授
幹事	高倉 浩樹	(第一部会員)	東北大学東北アジア研究センター教授
幹事	丸山 淳子	(連携会員)	津田塾大学学芸学部准教授
	太田 好信	(連携会員)	九州大学名誉教授
	慶田 勝彦	(連携会員)	熊本大学大学院人文社会科学研究部教授
	永原 陽子	(連携会員)	京都大学大学院文学研究科教授
	野林 厚志	(連携会員)	国立民族学博物館教授
	松田 素二	(連携会員)	京都大学大学院文学研究科教授
	山本 眞鳥	(連携会員)	法政大学経済学部教授
	加藤 博文	(特任連携会員)	北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授

第 24 期 記録

日本学術会議 地域研究委員会 歴史的遺物の返還に関する検討分科会

文責 第 24 期委員長 窪田幸子

第 24 期「歴史的遺物の返還に関する検討分科会」は、先住民族の遺骨と副葬品の返還問題について、特にアイヌ民族が抱える問題を例として、文化人類学を中心とする人文学研究の立場から議論してきた。分科会開催の日程は、下記に示すとおりである。分科会では、国際的な動向や先行研究を参照しながら現在の問題点を洗い出し、返還に向けた環境整備の必要性と諸条件などを検討した。

先住民族の遺骨や副葬品の返還は世界的な潮流となっている。たとえば、2007 年には国連で、「先住民族の権利に関する国際連合宣言(以下、国連宣言)」が採択され、その 12 条では、先住民族は儀礼用具を使用し管理する権利を持ち、かつ、遺骨の返還に対する権利を有することが明記されている。その前後、欧米やオーストラリア、ニュージーランドなどの博物館では、先住民族を交えて、遺骨返還の仕組みが精緻化されている。

これらに比べて、我が国におけるアイヌ民族との対話は始まったばかりであり、遺骨及び副葬品の返還をめぐる未解決の問題が数多く残っている。アイヌ民族の意思を尊重した遺骨や副葬品の取り扱いが不十分であることは、その一例である。何よりも必要なのは「対話」である。

当初、分科会は「提言」作成をめざしたが、その後、分科会内部で「提言」発出への懸念が示されたため、「報告」に切り替えた。その論点は以下の4つに集約される。①遺骨などの整備状況の検証やデータの公開が不十分であり、その整備を急ぐとともに、アイヌ民族の遺骨、副葬品を収蔵してきた大学・博物館等の機関は、アイヌ民族に配慮を欠いた遺骨の収集・所蔵状況に対して謝罪の必要性の有無を検討すること。②アイヌ民族を尊重し、彼らの立場に立った返還プロセスを構築、提案すべきこと。③アイヌ民族の専門家の養成に向けて、新たな研究・教育体制を構築する必要があること。④学術界の中に存在する多様な意見に配慮して、複数分野の研究者が学際的に協力し、上記3つの論点を継続的に議論すること。

しかしながら、(1)意見が多様に分かれるこの問題をめぐって、学会会議としての議論が十分に尽くされたとは言えないこと、(2)上記の内容が意思の発出である「報告」として公表されると社会的影響が大きいことなどが幹事会で指摘され、今期は「記録」にとどめた。来期、25期においては、本「記録」、並びに第24期の議事録に記した議論内容を踏まえて、自然人類学、考古学などより広範囲の学際的取り組みと「対話」し、この問題に関してどのような「政策提言」があり得るのか、どの時期に提言発出するのが有効かなどについて、議論を継続していきたい。

◆第 24 期分科会開催

平成 30 (2018) 年 1 月 16 日

平成 30 (2018) 年 3 月 30 日

平成 30 (2018) 年 7 月 8 日

平成 30 (2018) 年 9 月 29 日

平成 30 (2018) 年 12 月 28 日

平成 31 (2019) 年 2 月 23 日、24 日

平成 31 (2019) 年 4 月 21 日

令和 1 (2019) 年 6 月 29 日

令和 1 (2019) 年 10 月 13 日

令和 2 (2020) 年 1 月 29 日

令和 2 (2020) 年 9 月 28 日(予定)

要 旨

1 作成の背景

本分科会は、文化人類学を中心とする人文学研究の立場から、先住民族の遺骨や副葬品をめぐる返還問題について、特に我が国の先住民族であるアイヌ民族¹の遺骨と副葬品等の返還について、議論してきた。この問題に対する国際的な動向や過去の研究を参照しながら、日本の現状を分析し、返還に向けた環境整備の必要性と現在の諸条件について検討をおこなった。そのなかで、先住民族の意思を尊重した遺骨や副葬品の取り扱いの必要性が見えてきた。先住民族であるアイヌ民族との共生を真の意味で実現するためには、人文学には何ができるだろうか。本報告は、その喫緊の課題を学際的に議論する契機とすることを目的としている。

今日、先住民族の遺骨や副葬品の返還は世界的な潮流となっており、研究者や学術界の対応は社会的な注目を集めている。2007年に日本も賛成票を投じた「先住民族の権利に関する国際連合宣言(以下、国連宣言)」が採択され、その12条では、先住民族は儀礼用具を使用し管理する権利を持ち、かつ、遺骨の返還に対する権利を有することが明記されている。先住民族の遺骨や副葬品等、物質文化、精神文化を直接的間接的に研究の対象とする人類学諸分野には、過去の植民地主義的な社会状況の下、研究者と先住民族との間の著しく不均衡な構造的力関係を前提として学術研究を進展させてきた歴史がある。こうした植民地主義的關係は、1980年代以降、とりわけ21世紀に入ると厳しい批判に晒され、反省を踏まえて改善がなされてきた。こうした世界的な動向に対して、アイヌ民族との対話は始まったばかりであり、遺骨及び副葬品の返還をめぐる諸問題は未解決である。

2 現状及び問題点

進化論が発表され、学問の一大潮流となった19世紀後半以降、欧州を中心に、人間集団を分類し、その系統の探究目的で、頭骨などの人骨を比較する骨学研究が行われるようになった。西洋の科学技術を吸収した日本人研究者も、日本人起源論の中でアイヌ民族や琉球等の人骨研究に取り組んだ。日本学術振興会の設立(1932)の翌年から、北海道や樺太千島で大規模な発掘が行われ、時に倫理的に問題のある方法で遺骨、副葬品が掘り起され、持ち帰られた。1980年代以降、研究目的で発掘された遺骨の収集・保管方法に対し、アイヌ民族から抗議や返還を求める動きが続いてきた。2009年には内閣府にアイヌ政策推進会議が置かれ、新たなアイヌ施策や大学等に保管されるアイヌ遺骨についても検討が始まった。文部科学省によるアイヌ遺骨の所在調査では、国内に1,600体を超える遺骨の存在が判明した。政府は祭祀承継者が確定できる特定遺骨については大学等から返還し、それ以外の遺骨は慰霊施設に集約する方針を提示し、2018年には、出土地域への返還も可能となった。こうした一連の国の取組みは評価できるものの、遺骨返還の手続きには問題が残る。

¹ 令和元年に出された新しい法律、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策に関する法律」(令和元年5月24日)では、第一条で「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々」と規定されている。

公表された遺骨情報は限定的で、請求者であるアイヌ民族側が遺骨の所在を含めた情報を集め、書類を準備、作成、申請しなければならない。手続きにかかる時間や費用に加えて、申請しなければ先祖の遺骨が戻ってこないという制度上の問題が、アイヌ民族に精神的な負担を強いている。国や収蔵機関は、アイヌ遺骨の収集経緯や保管状況について調査、検証し、目録化する必要がある。と同時に、アイヌ遺骨、副葬品を含め、専門的な調査に関与できるアイヌ人材の育成も緊急の課題である。

海外を見ると、遺骨と副葬品の返還は、具体的な制度こそ各々異なるものの、先住民族の立場に立ち、祖先を重んじる彼らの心を尊重し、彼らの感情に十分な理解を示す対応が基本となっている。収蔵機関には、遺骨の由来につながる詳細な調査とその目録作成、連絡調整などに特化した専門部署が設けられ、そこに先住民族が主体的にかかわる返還制度が整備され、各国政府もこうした環境整備を支援している。日本でも、「先住民族の遺骨や副葬品は原所有者に返還する」という国際的原則に沿い、名実ともに先住民族を尊重する返還制度が必要であろう。2020年に開設される民族共生象徴空間「ウポポイ」の一角に慰霊施設が作られ、これまでに返還されなかった遺骨等が集約された。各大学が遺骨等について有していた権利は放棄され、今後保管は国が行うことになった。しかしながら、それで各大学や諸機関の責任が終わるわけではなく、収集経緯や保管状況、責任の所在などを検証し、学术界と協力し、新たな遺骨返還の制度構築をする必要がある。

3 今後に向けての課題

(1) 遺骨、副葬品の返還環境の整備状況を検証、データを公開することが必要である。

国並びにアイヌ民族の遺骨、副葬品を収蔵してきた大学、博物館等の機関は、遺骨や副葬品について目録化してデータを公開するとともに、収集経緯と保管状況を検証し、この問題の解決が遅れたことについての謝罪を検討、議論する。

(2) アイヌ民族を尊重し、彼らの立場に立った返還プロセスを提案する必要がある。

国並びに大学、博物館等の機関は、アイヌ民族との新たな関係性を構築するための責任が継続していることを自認し、返還希望者が主体的に関与できることなど、アイヌ民族の誇りを尊重した返還体制を構想する。

(3) アイヌ民族の人材養成体制の整備と支援が必要である。

国並びに大学、博物館等の機関は、遺骨や副葬品の検証返還にアイヌ民族自身が主体的に関与できるよう、アイヌ民族の専門家を養成する研究・教育体制を構築する必要がある。

(4) 学术界として、上記の課題解決を目指し学際的な議論を継続することが必要である。

先住民族の遺骨、遺物返還については、専門分野や研究者個人に多様な意見がある。問題の本質と相違点について、上記3つの論点を中心に、複数分野の研究者が協力して議論することが必要である。

目 次

1	はじめに	1
2	作成の背景	4
	(1) 歴史的経緯	4
	(2) アイヌ民族に関する法制化の歴史	4
	(3) 日本学術会議におけるこれまでの報告と活動	6
3	現状、問題点及び改革の方向性	7
	(1) 先住民族と学術界—人類学の諸分野の変化	7
	(2) 世界と日本における人骨収集の経緯	9
	(3) 国際社会での先住民政策の動向	10
	(4) アイヌ民族からの抗議と返還の訴え	10
	(5) 北海道大学、他大学の取り組み	11
	(6) 政府の対応—アイヌ遺骨の返還に向けて	12
	(7) 返還プロセス等の問題点	14
	(8) 返還問題の相対化と問題の本質	15
4	今後に向けての課題	18
	<参考文献>	19
	<参考資料1>審議経過	21
	<参考資料2>日本文化人類学会とアイヌ民族	23
	<参考資料3>アイヌ民族による遺骨返還を求める提訴と和解	24
	<参考資料4>アイヌ民族の遺骨問題への政府の対応	25
	<参考資料5>アイヌ政策推進会議の対応	26
	<参考資料6>諸外国の4事例	27
	(1) アメリカの事例	27
	(2) オーストラリアの事例	28
	(3) 北欧諸国の事例	29
	(4) ドイツの事例	30

1 はじめに

本分科会は、先住民族や少数民族の日常に直接向き合う、文化人類学者、歴史学者、考古学者という人文学の研究者から構成されている。その多くが、1980年代以降、先住民族を取り巻くそれぞれの国家や社会が大きく変わってきたことを、各々の調査地で直接実感してきた。各国で先住民族の権利を拡大する動きが見られ、大学や博物館等と先住民族の関係性が大きく変わり、先住民族を雇用し、彼らが主体となって協働できる制度が整えられてきた。特に先住民族の遺骨と遺物を返還する動きは急速に広がっていった。上述の学問分野は、いずれも「人骨」や「民族文化」に直接かかわる分野であり、遺骨と遺物の返還という問題が学术界の重要な課題であるとの認識を共有している。世界の多くの地域で、先住民族の遺骨や宗教儀礼に関わる遺物の返還が積極的に進められるようになり、その結果、大学や博物館等の研究機関と先住民族の関係性が大きく変わってきた[1]。

その中であって、日本は、返還に取り組む姿勢も、先住民族が返還に主体的にかかわることのできる制度の構築に関しても、大きく立ち遅れているといわざるをえない。遺骨と副葬品等の返還は、大学や博物館等の研究機関と先住民族との関係を、従来の「研究調査する者とされる者」から「研究調査の共同参画者」へと変えるとともに、学術研究に対する先住民族の認識をも変える入口となる可能性を秘めている。それは、研究者の認識自体を変化させるかもしれない。

この認識に立ち、本分科会は、先住民族や少数民族の日常に直接向き合う文化人類学者を中心に、歴史学者や考古学者とともに議論を進めてきた。分科会では、問題の性質と緊急性に鑑みてできるだけ早く公開すべきであるという意見とともに、自然人類学者や考古学者などとさらなる議論を続けねばならないことも共通認識となっている。それを踏まえて、本報告は、将来的な提言の発出に向けて、これまでの議論やヒアリング、意見交換等を整理し、今後なされるべき道筋を考えるための論点を提示するものである²。

海外の研究機関と同様に、我が国でも、学術目的で収集されたアイヌ民族の遺骨や副葬品等が、大学や博物館等に数多く保管されてきた。文部科学省は、国内の大学について2011年と2017年に、また国内の博物館施設については2015年と2019年に、アイヌ遺骨の所在確認調査を行った。その結果、国内の12大学に1676体のアイヌ遺骨（個人特定ができた遺骨は38体を含む：2017年時点での数）、そして17博物館等の施設に133体のアイヌ遺骨（個人特定ができた遺骨は含まれない）が収蔵保管されていることが明らかとなった（2020年1月時点での数）。これらの遺骨は後述するように、まずほとんどが個人特定ができないものであり、アイヌ民族からの地域返還の訴訟などを経て一部は返還されたものの、そのほとんどが返還できず、白老に建設された慰霊施設に2020年3月までに集約された。これらのアイヌ民族の遺骨や副葬品等が研究資料として収集された経緯、その後の長

² 2019年6月29日に、日本考古学協会および自然人類学会の代表から個別に意見を伺った。日本考古学協会は、これまでの取り組みを説明の上、遺物、遺骨返還に前向きであり、この分科会の方向性に賛意を示された。自然人類学会の代表もまた、これまでの経緯を説明され、その上で、遺骨は文化財であり、研究のための重要な資料であって、基本的に返還には反対であるという立場を述べられた。異なる立場があることを認識した上で、この報告では、よりよい答えを見出ししていくための方向性を探る。

期間にわたる保管・管理状態に適切とはいえない内容があったことが、今日、アイヌ民族が学術研究に対して抱く不信感の大きな一因となっている。そこに、情報公開の不十分さが加わり、アイヌ民族が国や大学等に対してより一層不信感を募らせる状況を招いている。そしてまた、慰霊施設に集約することが、再び研究に資するものではないかという疑いを生んでいることも事実である³。

世界では、先住民族の遺骨、副葬品等の返還が進行中である。先住民族とは、国際労働機関 (ILO) 第 169 号条約 (1989) では、「独立国家の中で、出自によって先住民と認められ、その地域に植民地化または、現在の国境が設定された時にそこに暮らしており、その法的立場に関係なく、自分たち独自の社会的、経済的、文化的、政治的制度の一部または全体を維持している人々である」と定義されており、さらにこの条約の第二項では、自己自認が基本的な規準とされている。また、国際連合の先住民族の作業部会の作業定義と連動する、マルティネス・コボ⁴の示した先住民族の指標では、先住性、被支配性、歴史の共有、自認の四つがあげられている。すなわち先住民族とは、植民地化によって併合征服された地域の原住民、そこから移住させられた人々の子孫 (先住性) であり、その土地で自分たち独自の文化や生活様式を享受できない、または享受するのに劣勢な社会的状況におかれている人々 (被支配性) であり、植民地または支配開始当時の原住民との歴史的連続性を持ち (歴史の共有)、自ら先住民と自認する集団とその成員 (自認) を指すとされている。つまり、現在、「先住民族」とは、彼らの暮らす地域が支配集団によって植民地または国家とされた時、そこに暮らした人々、もしくはそこから移住させられた人々で、その当時の人々との歴史的連続性を持ち、現在、自分たちの文化的独自性を享受できず、劣位に置かれており、自分たちを先住民族と自認する人々、のことである。決して、ある場所に一番最初から住んでいた人たちのみを指すものではない。

20 世紀初めまで、先住民族の遺骨、副葬品、その他の物質文化は、自然人類学や考古学、文化人類学の研究対象として世界中で収集され、また研究者によって、国際的にも交換されてきた。その結果、現在も数多くの先住民族の遺骨、副葬品等が世界各地の大学や博物館等に保管されている。これらの収集経緯においては、必ずしも先住民族側の同意を得ずに、不正に収集された資料も含まれている。また、当時の植民地的状況における「同意」のもとの収集であったとしても、現在の倫理的見地から見て適正であったとは言い難いだろう。1960 年代末にアメリカでは先住民族による権利の主張がはじまり、1980 年代になると国際連合に先住民族の作業部会が常設された。それに呼応して、世界各国で、先住民族の遺骨や副葬品等などの返還が、積極的に進められたことは後述する通りである。2007 年に国連宣言が採択されたことは、遺骨や副葬品等の返還の必要性をさらに高めたといえる。オランダの国立世界文化博物館 (Museum of World Cultures; トロツペンミュージアム、ヴォルケンクンド博物館、アフリカ・ミュージアムの連合) は、2019 年 3 月に「文化財返

³ 例えば、(植木 2008) の、補章「遺骨の返還をもとめて」などを参照。

⁴ マルティネス・コボ (José Ricardo Martínez Cobo)。「少数者への差別を防止する国際連合の小委員会 (the UN Sub-Commission on the Prevention of Discrimination of Minorities)」の委員長。委員会報告での彼の先住民の定義は広く影響力を持った。

還の原則と過程」を制定し、博物館が植民地状況下で収蔵した品々の返還請求を評価する際の基準となる原則を定め、積極的に返還を進めるとしている [2]。このように、植民地下で行われた人骨以外の収集物についての返還も今後進められる可能性があり、この問題は広く世界で注目される議論となっている。

政府は、2008年の国会での「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、2009年、内閣府にアイヌ総合政策室を設けるとともに、内閣官房長官を座長とするアイヌ政策推進会議を発足させ、アイヌ民族に係る施策に取り組んできた。アイヌ民族の遺骨と副葬品等の返還問題については、北海道白老町に開設予定の民族共生象徴空間「ウポポイ」の一角に慰霊施設を併設し、大学からの返還に至らなかった遺骨を集約し、今後も尊厳ある慰霊と将来的な返還に取り組んでいくとしている。遺骨や副葬品等の問題を政策としてとりあげ、こうした結論に至ったこと自体は、評価されることである。また、最も多くの遺骨を収蔵してきた北海道大学も、アイヌ民族の訴えに応えて柔軟な対応を示すなど、評価されるべき点も少なくない一方で、後述するようにその対応への批判は収まっていない。その間、アイヌ民族の代表組織である、北海道アイヌ協会は、後述するように、アイヌ民族の尊厳を守り、その権利が認められるべく、努力を続けている⁵。

その一方で、大学・博物館収蔵のアイヌ民族の遺骨を慰霊施設に集約することについては、アイヌ民族の一部から強い反対意見や批判もある。そこには、自分たちの祖先の骨を本来の埋葬地や地域に返してほしいとの希望、これまでの対応は不誠実だとする怒りの声がある。彼らの批判の背景には、過去の収集の経緯について詳細な情報提供がなされないこと、責任の所在が明確にされないこと、それまでの収蔵方法に尊厳が欠けていたこと、さらにはこうした扱いに対して謝罪が行われていないこと、などがあげられる。遺骨の由来地を解明するには、単に収集時に記録された情報の整理だけでなく、そのほかの資料、例えば当時の新聞記事や関係者の日誌といった徹底的な資料調査の必要がある。新たにつくられた慰霊施設には、そのような調査の機能は併設されておらず、新たな制度が必要である。そして、アイヌ民族の自己決定権を中心に据えて、彼らが主体的にかかわり、決断できる制度の整備が求められる。返還手続き、返還後の慰霊のあり方についても、アイヌ民族の文化と感情に寄り添ったものになっているかには疑問の余地がある。現在までに政府が示した返還のためのガイドラインが不十分な状況にあることは後述する。以上のことを踏まえて、日本の先住民族であるアイヌ民族の遺骨と副葬品等について、その適切な返還に向けた制度を構築し、民族共生を実現する制度構築が求められていることを以下考えていく。

⁵ 北海道アイヌ協会は、自由意志参加の組織であり、協会員でないアイヌ民族も多く、必ずしもこの協会の見解が全体を代表したものとはいえない（たとえば、[12]を参照）。異なる意見を聞くために、この分科会では多様な団体のアイヌ民族から意見を聞いた。

2 作成の背景

(1) 歴史的経緯

アイヌ民族は日本の先住民族である。彼らは、北海道島、サハリン島、千島列島などの広い地域で暮らしてきた。14世紀頃以降、本州から「和人」が北海道島の渡島半島南部に交易拠点を設けて定住するようになると、アイヌ民族と和人との間の紛争も頻発した。近世以降、松前藩が成立するとアイヌ民族への搾取が強まり、アイヌ民族からの組織的な抵抗も行われたが、武力により鎮圧され、抑圧がさらに強まった。二度にわたる江戸幕府による蝦夷地直轄の下では、さらなる同化がすすんだ。アイヌ民族への締め付けは厳しくなり、アイヌ女性への性暴力や、場所請負制度によってアイヌ人口は激減した[3][4][5][6]。労働搾取が行われ、アイヌ民族の生活は困窮し、差別も強まった。

明治政府が成立すると、蝦夷地は北海道と改称され、開拓が本格化し、多くの和人が移住、アイヌ民族への和人風俗化、農業指導など植民地的同化政策はさらに強化された。アイヌ民族は、「平民(旧土人)」として日本戸籍に編入された。アイヌ語の使用、耳輪、イレズミなどの習俗が禁止され、家屋葬送、イヨマンテ(熊送り)などの儀礼も禁止された。農耕が強圧的に推奨され、一方で伝統的な生業活動であったサケ漁、シカ猟は禁止され、アイヌ民族の生活は困窮した[7][8]。1899年に貧窮したアイヌ民族を救うという目的で北海道旧土人保護法(明治32年3月2日法律第27号)が作られたが、これによって付与された土地は不十分で、農耕不適な土地が多く、彼らの生活困窮の改善にはつながらなかった。むしろ、旧土人学校によって、同化の圧力はさらに強まったといわれる。アイヌの教育は、和人よりも短い年数(アイヌは7歳から11歳までの4年、和人は基本的に6年)で、教育内容も和人とは異なっており、また旧土人学校で受けた教育では仕事を得ることはできなかった[9]。このような植民地的同化政策の下におかれたアイヌ民族を、社会進化論の立場の研究者たちは「滅びゆく人種」と位置づけ[10]、滅びる前に研究が必要とされた[11]。

(2) アイヌ民族に関する法制化の歴史

北海道アイヌ協会は1899年の北海道旧土人保護法の改正、あるいはそれに代わる法案を求めてきた歴史を持つ、アイヌ民族による組織である。国に対してアイヌ民族の立場を改善し、その権利を認めさせるべく、数々の施策を具体化することに力を尽くし、大きく貢献してきた。1930年の設立後、1961年に北海道ウタリ協会、2009年に北海道アイヌ協会と名称変更し、2014年からは、公益社団法人北海道アイヌ協会として活動している。1970年代からは、北海道旧土人保護法に代わる法制度化に取り組み、1984年の定例総会にて、旧土人保護法に代わる「アイヌ民族に関する法律(案)」の制定を求めることを可決した。そこには、基本的人権、参政権、教育・文化への支援、農林漁商工業への支援、民族自立化基金設立、専門の審議機関の設立を求める項目が含まれている。この動きを受けて北海道は、知事諮問機関としてウタリ問題懇話会を設立した。1986年には中曽根首相の「日本は単一民族国家である」という発言が問題視されたが、その翌年の1987年には、北海道ウタリ協会の野村義一理事長がジュネーヴの国際連合の先

住族の作業部会に初めて参加し、国際的な舞台で先住民族としての活動を開始している。

ウタリ問題懇話会は「アイヌ民族に関する法律（案）」が憲法上可能かどうかを検討し、1988年に報告書「アイヌ民族に関する新法問題」を提出し、旧土人保護法を廃止して国がアイヌ新法を策定することを提言した。北海道知事、北海道議会、ならびに北海道ウタリ協会からの新法制定の要請を受けて、政府はアイヌ新法問題検討委員会を設置した。1991年には、政府は自由権規約[国際人権B規約]への第3回政府報告書において、アイヌ民族が同規約 27 条でいう少数民族であることを認めているが、ここでも「先住民族」とは認めなかった。これが、1992年、国際連合が定めた「世界の先住民国際年」がスタートした時のアイヌ民族を巡る日本の状況であった。

1995年にウタリ対策に関する有識者懇談会が内閣官房に設置され、翌1996年には、「ウタリ対策のあり方に対する有識者懇談会報告書」が出された。報告書では、近世・近代の歴史の中で、「アイヌの人々の社会や文化の破壊がすすみ、人口も激減した」ことが明記され、先住性も文化の独自性も認められた。しかし、先住権、政治的自決権、資源の返還には否定的であり、彼らが「日本の先住民族である」とは認めなかった。日本の実情に合致した判断をするべきだとして、過去への補償、賠償ではなく、言語を含めた伝統文化の保存振興を支援し、少数者の尊重される差別のない世界を達成することが謳われている。

1997年に、「アイヌ文化振興法（アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律）」（平成9年5月15日法律第52号）が制定され、初めてアイヌ民族は「民族」であり、独自の文化伝統を有することが明記された。同じ年に、アイヌ民族が国を提訴した二風谷ダム裁判に判決が下され、アイヌ民族が先住民族であり、憲法13条に基づき少数民族に属する個人の文化を享有する権利を有するという解釈がなされた。これは国の機関の一つである裁判所が初めて公式にアイヌ民族を先住民族と認めた重要な判決となった。先住性は文言としては認められなかったが、両院内閣委員会で附帯決議という形式のもと、先住性は歴史的事実とされた。

2007年に国連宣言が採択され、2008年には、衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択された。これを受けて2008年に内閣官房長官の諮問機関として「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置された。この懇談会の報告書には、歴史的経緯を踏まえた国の責務が明記された。この報告をうけて、2009年には内閣官房アイヌ総合政策室がつくられ、アイヌ政策推進会議が発足し、民族共生の象徴となる空間を整備し、関連する法整備の検討が始まった。

2019年4月に、アイヌ民族にかかわる新しい法律「アイヌ民族の人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年4月26日法律第16号）が制定され、5月に施行された。この法律によって、アイヌ民族は初めて「先住民族」と公に位置づけられ、明記されたのである。アイヌ民族は、正式に日本の先住民族となった。ただし、この法律では、アイヌ民族の地域の産業や観光振興事業への助成と、民族共生空間の管理措置を規定したが、アイヌ民族の先住権や生業権については言及されなかった。

このように、国際的な先住民族の権利をめぐる動きや国内での議論に対応して、日本政府は少しずつアイヌ政策を前進させてきたものの、アイヌ民族に対する公的な見解は、揺れ続けてきた。「先住性」「先住民族」について国としての公式見解がだされていないことも大きな問題であろう。繰り返しになるが、現在の国際的な理解において先住民族とは、植民地化などによる支配体制に組み込まれた民族、支配が始まった時に伝統的生業や独自の文化を持って暮らしていた民族のことであり、独自の民族アイデンティティをもち、それゆえに現在の体制のなかでは周縁化されている人々とされている。この見解についての、国としての確認が必要であろう。

(3) 日本学術会議におけるこれまでの報告と活動

2011年9月15日、日本学術会議地域研究委員会人類学分科会は、「報告 アイヌ民族政策のありかたと国民的理解」を發出している。ここでは、国際的な先住民族の権利回復の動きに比して、日本の立ち遅れを指摘し、特に1) アイヌ民族が先住民族であるという認識の尊重と共有、2) アイヌ民族に対する国が主体となった政策の実施、3) アイヌ民族研究の推進と制度構築、4) 国民の理解、特に小中高での教育の充実、5) 多様な文化の共生に資すること、が必要であることが述べられている。そのうち、1)については、アイヌ民族は日本の先住民族であるという法的な立場が、新しい法律により明確に示され、大きな進展が見られた。また、2) 4) についてもある程度の進展はみられた。3の(6)で詳述するように、政府は、アイヌ政策推進室を中心として政策をすすめてきたし、教育現場でも、この時期以降にアイヌ協会によって副読本の作成配布などがされてきた。しかし、3)については、立ち遅れており、5)についても具体的な制度は整っていない。この2011年報告も、アイヌ遺骨の返還を求める声に触れ、問題点として指摘している。今後はさらに具体的に、遺骨と遺物の返還問題に中心的に取り組み、アイヌ民族との和解と共生を進めていく必要があるだろう。

3 現状、問題点及び改革の方向性

(1) 先住民族と学術界—人類学の諸分野の変化

人類学の諸分野は歴史的に先住民族の研究に深いかかわりを持ってきた。人類学は、人間に関する総合的な理解を目的とする学問分野であり、文化人類学、自然人類学、言語人類学)、民族考古学といった諸分野が存在する⁶。20世紀の初めにはこれらの分野の間は現在より相互に密接な関係にあり、人間という存在の生物としての側面と、文化的な側面の両面から、全体として十全に理解しようとする総合的な学問分野とされてきた。

文化人類学は、世界の人間集団を対象として、各集団の宗教、儀礼、言語、交換行動、親族関係、社会組織、物質文化などの諸民族の生活のあり様を調べ、文化の多様性とその展開の道筋を明らかにしようとするところから研究が始まっている。文化人類学もその初期には社会進化論の影響を強く受け、世界の多様性を進化の差で説明しようとしていた。文化人類学の黎明期とされる19世紀から20世紀初頭にかけての時代、学問の制度化の時期や社会的位置づけは異なるものの、文化人類学という学問は、帝国主義の展開のなかで、消滅寸前にある社会の言語や慣習を記録にとどめようという目標を共有してきた。その典型的な対象が先住民族、少数民族であり、文化人類学と植民地主義とは、ある意味、不可分の関係にあったといえる。しかしながら、文化人類学のフィールド調査が、資料収集のプロセスで、調査対象とする人々と直接向き合い、日常を分かち合あい、異文化の内部からその社会文化を理解しようとする営みでもあったことも一面の事実である。そこには、研究者の反省を含めた内省的な作業も含まれる。

このように、学問の実践とその学問が成立している歴史的状況への批判との微妙なバランスの上に成立してきた人類学諸分野は、第二次世界大戦以降の脱植民地化のなかで、植民地主義に対する批判に直面し、時代状況とも呼応しつつ、批判に対応してきた。70年代初頭には植民地主義からの脱却をはかる動きが続き、学問の姿勢を変える努力も具体化した。次の段落以降で、この問題を考えるうえでの学問としての再考過程の例を示すこととする。

特に文化人類学では、自己批判の動向が続き、80年代になっても実験的、政治的、倫理的な知の構築の試みとして、調査対象者との対話や彼らの声を研究に取り込むような文化人類学の実践へとつながった<参考資料2>。このような流れの中であって、対象となる先住民族との関係性が変化したことにより、研究者自身が、彼らとの対応を内省せざるを得ない環境に常に身を置いてきたといえる。加えて、変わり続ける各国の主流社会と先住民族との関係性を目の前にして、日本の対応の遅れを、強く感じるようになった。

自然人類学は、人類の身体形質を主対象として、その進化と適応、また文化進化の過程を自然科学的に探求することを目的としている。具体的には、人骨や生体の形態学的研究や遺伝子、DNAの分析を通じた人類集団の系統関係の解明、適応進化の解明、化

⁶ 例えばアメリカ人類学会(American Anthropological Association)では、上記の各分野が下位分野とされている。

(<https://www.americananthro.org/index.aspx>)

石人骨の研究を通じた人類の起源や拡散の探究、生理学的、生態学的アプローチにもとづく人類の適応などをテーマとしている。

考古学は、人間行動を活動痕跡として残された物質資料や生活痕跡である遺跡に基づいて復元し、その歴史的变化の解明を目指す学問領域である。考古学が対象とする時空間は幅広く、地球上における人類出現期から現代社会までが対象となる。具体的には、遺跡の発掘調査などを通じて得られた資料から人間の生業経済や政治組織、信仰など文化的行動を復元し、他地域との比較を通じて人類社会の文化的多様性を明らかにしたり、時代的変遷を比較して歴史的な動態を明らかにしてきた。

これらの諸分野においては、先住民族を対象とした研究が数多くすすめられてきた。過去の植地的な支配のもとでの非対称的な人間関係でなされた調査研究において、研究者が、植民地主義的、帝国主義的な姿勢を共有していた側面を否定することはできない。それは、調査する側とされる側の間の不均衡な力関係に基づく、研究態度であり、そこでは調査対象者の権利や人権を尊重する態度がしばしば欠けていた。

しかし、1990年代後半以降、人類学諸分野でも、調査対象との対話や協働、様々な交流の機会を増やすなど、研究姿勢を大きく変化させてきた。特に文化人類学は、調査対象が現在の人々であり、先住民族を調査するモノたちは特に彼らの遺骨、遺物返還要求の展開を目の前にして、その研究態度を大きく変えてきた。また日本においては、自然人類学の研究者たちもアイヌ民族との対話を試み、講演会などで学術的知見を積極的に公開してきており、アイヌ民族の中で自然人類学研究への理解が醸成されてきている。2015年、日本人類学会と日本考古学協会は、北海道アイヌ協会と共同で「これからのアイヌ人骨・副葬品等の調査研究のあり方に関するラウンドテーブル」を組織し、2017年に「これからのアイヌ人骨・副葬品に関わる調査研究のあり方に関するラウンドテーブル報告書」を提出した⁷報告書において示された今後検討すべき課題を受けて、2018年からは日本文化人類学会も参加して、アイヌ研究に関する研究倫理指針の検討も始まっている。

このような学術界の取り組みにもかかわらず、現在もまだ、少なからぬアイヌ民族がアイヌ民族に関する研究全般に対して不信感や疑念を払拭しきれないでいる⁸。その不信感と疑念の根っこには、研究者個人の努力不足だけでなく、過去の研究に関して研究機関として、十分な説明がなく、よって反省も表明されていないように思われることが、あることを忘れてはならない。人類学諸分野の研究者は、自分が身を置く学問の歴史とそれに対する批判とに真摯に向き合い、植民地化の過程で収集された先住民族の遺骨や副葬品等、不当に収奪された文化遺産等の返還問題の解決を、互いの信頼関係を構築する糸口と捉える必要がある。遺骨と副葬品等に対するこれまでの学術研究の歴史のあり

⁷ 北海道アイヌ協会のホームページ、<https://www.ainu-assn.or.jp/outline/think.html>からも参照できる。

⁸ 例えば、<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/365242> 北海道新聞記事 11月6日「アイヌ遺骨返還 全大学は謝罪と検証を」、土橋芳美 2017『痛みのペンリウクー囚われのアイヌ人骨』草風館、植木哲也 2008『新版 学問の暴力—アイヌの墓地はなぜあばかれたか』春風社など。

ようが、アイヌ民族の心と尊厳を深く傷つけているという反省に立ち、学术界とアイヌ民族との新たな関係性の構築に寄与することが求められている。

(2) 世界と日本における人骨収集の経緯

これまで述べたように、人類学の諸分野と関係する、博物館や研究施設にある先住民族の遺骨や副葬品等は、植民地主義的な不均等な力関係のもとに集められてきた。宗教性の高い副葬品や儀礼具などを大学や博物館等の研究施設に収蔵してきたことは、先住民族側にとっては、自らの文化伝統の収奪にほかならない。特に祖先の遺骨が同意を得ずに収集され、不適切に収蔵保管されてきたことについては、解決すべき喫緊の課題とされている[12]。

19世紀の欧米では人種学研究の一環として、人間の頭骨への関心が高まった。帝国主義的状况の中で、白人の人種的優越を科学的に証明することを目的として、頭骨の形態や容積を計測する研究が行われた[13]。アイヌ民族の遺骨もこのような学問的潮流の中で欧米の研究者たちの注目を集めた。1865年には、函館近郊においてイギリス外交官らによるアイヌ民族の遺骨の盗掘事件がおき、外交問題ともなった。その後も北海道では20世紀初めまで、外国人によるアイヌ民族の遺骨の収集がつづいた。当時の欧米ではアイヌ民族を日本列島の石器時代人の末裔とみなす仮説や、古いタイプのヨーロッパ人種としてみなす仮説が提起されていた。このようなアイヌ民族の起源やその文化への関心から、遺骨のみではなく、民具資料も数多く収集され、海外へ流出した[14][15]。

明治時代に入り、日本の高等教育が制度化される過程で、多くの留学生が欧米に派遣された。明治期の日本では、西欧からもたらされた進化論は流行思想であった[13][16]。日本における進化論は、人間社会の展開を説明する一種のイデオロギー装置となっていたとする研究者もいる[17]。人種、国家間の競争を正当化するためにも利用されたのである。アイヌ民族は、「人種」的に劣っているとされ、滅びゆく「人種」として扱われた[10][11]。またシーボルト父子や、モースなど西洋の研究者の間で原日本人論の議論が広がった。このような欧米研究者の初期の研究は、日本人によるアイヌ民族の人骨研究に大きく影響を与えた[18]。

1880年代後半からは、海外で学んだ日本人研究者による人骨資料の収集が始まり、1888年と1889年に北海道で日本人による初めてのアイヌ民族の遺骨の組織的な発掘が行われた。その後も北海道、樺太、千島列島などでアイヌ民族の遺骨の組織的な収集が1972年まで行われている[19]。

1932年に日本学術振興会が設置されると、翌1933年には学術部第八常設委員会第8小(アイヌ)委員会が設置され「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」が採択された。この研究の一環として1934年から1938年までの間に北海道、樺太、千島列島において大規模な発掘調査と組織的なアイヌ民族の遺骨収集が行われた。北海道大学の解剖学者によるアイヌ民族の遺骨発掘は、1970年代になっても続き、その結果として、北海道大学医学部には、少なく見積もって1004体の骨が収集保管された[19]。

(3) 国際社会での先住民政策の動向

1948年、国際連合総会において、世界人権宣言が採択された。人種差別撤廃とすべての人の権利の平等をうたう人権宣言は、その後大きな影響力を持つことになった。国際労働機関（ILO）も先住民族の労働搾取の禁止の観点から先住民族保護に取り組んできた。1989年に定められたILOの第169号条約（原住民及び種族民条約）では、先住民族の文化生活様式を尊重し、開発計画の立案にも彼ら自身が寄与すべきとしている。

また、開発、環境問題にかかわって1987年に国際連合の「環境と開発に関する世界委員会」報告としてだされた、通称ブルントラント報告は、先住民族についての新しい理解を示し大きな影響力を持った。持続可能な開発のためには、先住民族のような脆弱な集団のエンパワーメントが必要であり、人間開発が必須であることを指摘したものであった。

既に何度か触れたように、国際連合では、先住民族の作業部会が1982年に設置された。この作業部会は、人権小委員会のもとにおかれ、1993年に先住民族の権利に関する宣言の草案を用意した。国際連合では1993年の「世界の先住民の国際年」をはじめとして、1994年からの「世界の先住民の国際10年」、そして2005年からの「第二次世界の先住民の国際10年」をへて、2007年国連宣言が採択された。この間、先住民族は彼らの権利擁護のために諸活動を展開していった。世界の先住民族間には、多様な国際的ネットワークがつくられ、活発な活動が行われるようになっていった。

先住民族の遺骨返還は、現在の世界的潮流となっている。研究目的で収集され、収蔵されてきた先住民族の遺骨返還への取組みのあり方は、国ごとに異なる。返還を規定した法制度を整えているアメリカや、各州レベルで制度を整えており、国も推進しているオーストラリアがある一方で、多くの国では法制度をもたずに、保管する各研究機関が独自のガイドラインを定めているケースも多く、それぞれの申請にもとづき個々に返還が行われている場合もある。しかし、全体的にあって、参考資料6に見るように、多くの地域で議論は1980年代から盛り上がり、遺骨返還をきっかけとして、博物館などの学術研究機関と先住民との関係性の大きな変化につながっていったことがわかる。

(4) アイヌ民族からの抗議と返還の訴え

このような世界的な流れと日本ももちろん無縁ではない。日本での返還にむけた動きはアイヌ民族からの訴えから始まった。世界では先住民運動が1960年代からはじまり、盛り上がりを見せるが、1972年には、札幌医科大学で開催された日本人類学会・日本民族学会連合大会において、アイヌ民族解放同盟の結城庄司らが、アイヌ民族研究のあり方について大会参加者全員に公開質問状を提出した。その内容は、研究者に対して、1) アイヌ民族を滅亡したものとみているのか、2) アイヌ民族を圧迫してきた歴史をどう考えるのか、について回答を迫るものであった。しかし、しかし、大会委員をはじめ、両学会からの参加者はだれも、この質問に答えなかったという[11]。

1980年に北海道民族問題研究会代表の海馬沢博は、北海道大学学長に対して遺骨返還請求を行った。これはアイヌ民族による大学研究機関に対する最初の返還請求である。

この請求に対して、北海道大学と海馬沢との間で数度にわたる書簡でのやり取りがなされ、最終的に 1982 年 4 月 8 日に北海道大学医学部は、医学部長名で所蔵するアイヌ民族の骨は学術資料であるとして、海馬沢からの返還要求を拒否した。

1982 年 6 月 9 日に、北海道ウタリ協会は、理事長野村義一名で北海道大学学長に対して医学部が保管するアイヌ民族の人骨について誠意ある供養と、遺族や地域が希望する遺骨の返却を求めた。当初、大学側は、学術研究を理由にこれを拒否していたが、この年のうちに、1004 体のアイヌ民族の人骨が保管されていることを公表した。北海道ウタリ協会はこれに対し、1) 供養施設の建設、2) 供養祭の実施、3) 供養祭の費用負担と、供養祭基金の設置、4) アイヌ遺骨の返還、を要求した。

また、直接の遺骨返還請求ではないが、結果的に遺骨問題に関係したケースが 1985 年の訴えである。チカップ美恵子が、1969 年に北海道開拓 100 年記念として出版された『アイヌ民族誌』（児玉作左衛門ほか監修）の写真無断掲載に対して、肖像権侵害の謝罪と損害賠償を求める訴訟をおこした。訴えは肖像権の問題だけでなく、アイヌ研究がアイヌ民族の尊厳を傷つけ、原告らの名誉を損なってきたことにも及び、そこに遺骨発掘の問題も含まれた。アイヌ民族の伝統的生活様式が失われたことが、因習がなくなつたにつながったという、同化主義を評価するような記述があったからである。裁判で、この章の著者の高倉はアイヌを侮辱する意図はなかったと陳述した[20]が、支配・被支配の構造に無意識、無自覚であることこそ、アイヌ民族の尊厳を損ねていることを物語っている。この裁判は、被告側が和解金を支払い、原告に陳謝して決着したが、遺骨返還問題についても同じような「無意識、無自覚」を問わねばならないだろう。既に述べたように、1987 年からは北海道ウタリ協会(のちの北海道アイヌ協会)理事長らが国連での先住民部会に参加している。こうして、その後 2000 年代になると、以下に述べるように、地域返還の訴訟が、北海道大学を相手取って続くことになる<参考資料 3>。

(5) 北海道大学、他大学の取り組み

既に述べたように北海道大学は、全国の大学でもっとも多い 1004 体の遺骨を収蔵していたこともあり、様々な対応に迫られてきた。先述した 1982 年の北海道ウタリ協会からの要請を受けて次のように対応した。1) の供養施設については、骨を保存供養することを約束し、1984 年に納骨堂が完成した。アイヌ民族の遺骨は、木箱に収められ、白布で包まれて安置された。2) の供養祭については、この納骨堂で、ウタリ協会によるイチャルパ（供養祭）がこの時以来、毎年行われている。そして、3) の費用負担については、供養祭の費用は医学部が負担してきており、供養祭基金も設置されている。また、4) 遺骨返還についても、地域から返還請求のあったアイヌ民族の遺骨 35 体について、請求した 5 つのウタリ協会支部、すなわち旭川支部、釧路支部、帯広支部、三石支部、門別支部への返還が 1985 年から 2001 年の間に行われている。

このようなアイヌ民族からの遺骨返還請求とは別に、1995 年には文学部の管理する古河記念講堂の標本室から段ボール箱に入った 6 つの頭骨が発見された（所謂「北大成人骨事件」）。文学部に設置された人骨問題調査委員会の調査によってこれら 6 体分の頭骨に

は、サハリンの先住民族であるウィルタの頭骨3個体と、東学党の乱指導者の朝鮮人の頭骨1個体、日本人の頭骨1個体、出自不詳な頭骨1個体が含まれていることが明らかとなった[21]。文学部はウィルタ協会など関係組織との協議を重ね、朝鮮人の頭骨については、1996年に韓国に返還し、ウィルタの遺骨は、1998年に浦臼町にある金剛寺に仮安置された後に、2004年にサハリンへ返還、再埋葬を行なった。

2008年にアイヌ民族の小川隆吉は、北海道大学に対して医学部が保管するアイヌ民族の遺骨について情報開示請求を行った。しかし、この時点で開示された情報は限定的で不十分なものであった。2012年9月以降には、小川隆吉を含むアイヌ民族の個人や幾つかの地域アイヌ協会が、これまでの北海道大学の対応が不誠実であり不十分であるとして、北海道大学に遺骨の返還など求めて訴訟を起こした。北海道大学は、アイヌ民族の遺骨をめぐる経緯について、学内調査の結果を2013年に取りまとめて報告した(北海道大学2013, 2018)。また2015年4月にアイヌ遺骨等返還室を設置し、個人特定が可能な遺骨の出土地域情報をホームページ上で公開し、返還請求への対応を開始した。2017年以降は、個人から返還請求を受けた遺骨1体と、返還訴訟を経て裁判所からの和解提案に基づいて4地域への返還が行われている<参考資料3>。

このように、北海道大学は、少なくとも1980年代からは、納骨堂を整備し、慰霊祭を行うなどアイヌ遺骨問題に取り組んできた。また返還についても遺骨等返還室を設置するなどの取り組みを行ってきた。それでも、アイヌ民族からは、北海道大学の対応を誠意ある対応とみなしていないという声がしばしば聴かれ、アイヌ民族との対話がうまく成立しているとはいえない。その大きな原因は、まずにより、過去の不適切な保管をはじめ、不適切な保管などの問題の説明を長らく放置してきたことに対して、北海道大学が謝罪していないことにあると考えられる。さらには、返還がアイヌ民族側の申請によってしか始まらず、返還に対する大学側の消極的な姿勢の傍証ともなっている[12][22]。

一方、札幌医科大学は、2019年11月、アイヌ遺骨のこれまでの取り扱いについて謝罪を行なった[23]。これに対するアイヌ民族側の評価はおしなべて好意的であり、このことは大学による謝罪がアイヌ遺骨返還問題を解決するうえで、非常に重要な一步であることを示している。しかし、他の大学及び博物館等施設は、遺骨の収集経緯についての公式報告は公開しておらず、謝罪も行っていない。遺骨収集の経緯や、収蔵の状況などを検証し、調査結果を公表して道義的責任を明確にするとともに、これまで事実上放置してきたことに対して、まずは謝罪することが肝要ではなかろうか。

(6) 政府の対応—アイヌ遺骨の返還に向けて

先にも述べたように、国連宣言が2007年に採択され、日本政府が賛成票を投じたことは、我が国のアイヌ民族政策において大きな意味を持った。その翌年の2008年には、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院でなされ、「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」が発足した。そして、2009年には、内閣官房アイヌ総合政策室がおかれ、2011年には内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が発

足し⁹、アイヌ民族の文化振興を進めるとともに、遺骨の取り扱いについての議論もここで行われた<参考資料4>。2011年には大学に対してアイヌ遺骨と副葬品等の調査が行われ、2015年には博物館に対しても同様の調査が行われた。その結果、日本国内には、12の大学に1676体、17の博物館等施設に133体のアイヌ民族の遺骨が保管されていることが明らかになった。

アイヌ政策推進会議の作業部会は、2011年6月に「民族共生の象徴となる空間作業部会報告書」を出し、遺族に返還可能な遺骨は大学から返還し、それ以外については白老に建設される民族共生象徴空間に慰霊施設をつくり、そこに集約するとした。2013年には「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」という文書を出している。ここでは、遺族と地域への返還をできるだけすすめるための方針とその方法が明記された。

これをうけて、2014年6月にアイヌ政策推進会議は、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続きに関するガイドライン」[24]を出した。1676体のうち、38体の個人が特定できる、いわゆる「特定遺骨」について、発掘された時期、場所、性別、推定年齢などの情報をホームページで公開し、その遺骨の返還を希望するものは、大学に対して、祭祀承継者であることを証明できる書類（本人証明、家系図、戸籍、除籍謄本など）を付して、遺骨の返還を申請するもの、としている。また、返還に伴って生じる各大学への申請や特定遺骨などの返還に必要な経費は、大学が負担するものとしている。

このように、アイヌ遺骨の返還プロセスが政府によって開始されたことは、大きな一歩として高く評価できる。その一方で、歴史的経緯や国際的な先住民族の権利の理解に照らすと、いくつかの問題がある。第一に、遺骨はその祭祀承継者のみが受け取ることができるという考えである。これは、日本の考え方を踏襲しているが、アイヌ民族の遺骨の場合、ほとんどの遺骨に個人情報に関する記録がなく、個人の特定が困難である。それは収集時の記録が不十分であったなどの事情で生じたことであることを考えると、アイヌ側からの批判があっても当然である。北海道大学に対する訴訟過程で明らかになったのは、直接の祭祀継承者だけでなく、地域に暮らしてきた自分たちの祖先をその地で祭祀したいという強い希望であり、地域返還を求める強い声であった。歴史的経緯を鑑み、地域返還の可能性を開くことは重要であった。

アイヌ政策推進会議は、2018年12月に「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続きに関するガイドライン」[24]を出し、出土地域のアイヌ関係団体が返還を希望する場合には、このガイドラインの定めに従い、地域返還の手続きを行うものとするとした。アイヌ遺骨のうち、出土地域が明らかなものについては、その出土地域に居住するアイヌ民族を中心に構成された地域団体からの求めに応じて、出土地域への返還に可能な限り努めることになった。地域団体は、個人が特定された遺骨の場合と同様に、ホームページの情報を確認し、団体側が必要な書類をすべて整えて申請を行う。同時に、地域返還を受けたアイヌ民族の出土地域団体は確実な慰霊を行うこととも返還の条件

⁹ 公式文書による発足は、平成23(2011)年だが、第一回の会議は2010年に開かれている。

としている。ホームページでの周知ののち6カ月申請がない場合、申請があっても確認ができない遺骨については、慰霊施設に集約するとされている。ただし、その後も可能であれば返還は行うとしている。

また、遺骨を収蔵してきた12大学は、大学連絡会において話し合いを重ねてきた。大学の遺骨リストを文部科学省に提出し、返還できない遺骨については白老、ウポポイ内に建設された国土交通省が管理する慰霊施設への移管に合意し、移管を行った。

(7) 返還プロセス等の問題点

上述した政府の対応は、直接の祭祀継承者への返還だけでなく、地域返還を可能にした点に大きな進展が認められ、高く評価できる。しかしながら、現在の返還にむけてのガイドラインには問題がある。個人としての申請でも、地域団体による申請でも、基本的にすべての作業を申請する側が行わねばならないことである。自分たちの祖先である可能性がある遺骨をアイヌ民族が自分たちで精査し、複数の公式書類を整えなくてはならないが、公開されている情報は非常に限られており、不足する情報は自分たちで集めなくてはならない。また、ほとんどがホームページを開かなければ見られない情報であり、高齢の方たちからは不満が表明されている。海外の諸事例を見る限り、返還の手続きは、収集した大学や研究機関の責任で行うこととされており、情報を整備して、先住民族側に返還を申し出ることが多くの地域で行われている。過去の新聞や雑誌、個人的な日誌などの多様な資料を精査し、遺骨の来歴を調べ、可能な限りその由来地を特定する作業が行われている。わが国でもそのような努力が求められるだろう。

特に、ウポポイに慰霊施設が完成し、各大学、博物館等が、アイヌ遺骨等について有する権利を放棄し、国土交通省が保管することになった現在、今後の返還の道筋に誰が責任を持つのかについては、明確になっていない。大学や博物館等の責任は、慰霊施設に集約されたのちも続くのであり、遺骨の返還は、国と関係する大学などが責任を持って返還していく責任がある。誠意ある返還を実現するための体制整備が必要だろう。

アイヌ民族の感情と立場を尊重し、彼らに寄り添う返還の道筋の構築と併行して、求められるのはアイヌ研究者の養成である。遺骨、遺物の返還などにかかわるのはアイヌ民族自身であることが望ましい。それはアイヌ民族の尊厳をアイヌ自身が守り、誇りを持つことにつながる。アイヌ民族の教育問題は重要で、生活実態調査の結果からも、大学進学率も相対的に低い状況が続いることが指摘されており¹⁰、アイヌ民族の専門家を育成することは、アイヌ民族との共生に大きく貢献する。将来的にはアイヌ文化の研究もアイヌ自身が行うことが必要となってくるだろう。例えば北海道大学との連携を図るなどしてアイヌ民族の育成にとりくむことが大切であろう。

もう一つ見えてきたのは、アイヌ民族の心理的トラウマの問題である。本分科会では、

¹⁰ 例えば、北海道アイヌ生活実態調査2019年 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/new_jittai.htm などの調査がある。

二度にわたってアイヌ民族と直接、意見交換を行った¹¹。そこでは、遺骨の返還請求の手続き自体が、想像以上にアイヌ民族の心を傷つけていることが明らかになった。まず、彼らの多くは、自分たちの祖先の遺骨が長きにわたり研究資料として収蔵され、尊厳ある扱いを受けてこなかったことに自尊心を深く傷つけられている。アイヌ民族の多くが、これまでにアイヌ民族として受けてきた差別に加えて、アイヌ民族を研究資料として扱ってきたこと、そのようにみる態度があることに傷ついている。さらには、遺骨返還を請求しようとする場合、家族や親族、祭祀集団内など、内部での意見調整が必要なのだが、しばしば意見は一致せず、親族内で意見対立がおこり、そのことによってさらに傷つくこともあるという。遺骨返還請求を行うことで地域集団内部での異論も噴出する。彼らはその過程で多くの心の傷をうける。目を世界に転じれば、遺骨返還をふくめて、先住民族の社会的排除という問題自体の解決を視野において、カウンセリング等、心のケアを担当する組織を整備しているところが多い。我が国でも、アイヌ民族に対する、心のケアを視野に入れて、民族共生を本質的に考える必要があるだろう。

(8) 返還問題の相対化と問題の本質

この分科会では、各国での先住民への遺骨と副葬品等の返還の事例を検討してきた。諸外国の具体的な内容については、末尾の参考資料に4つ地域の事例を示している<参考資料6>。各国と地域の事情によって経緯も、取られている方式も様々ではあるものの、いずれも1980年代から1990年代に返還が重要な課題とされるようになり、具体的に返還が進められていることがわかる。先に見た、国連をはじめとする国際社会の動向に呼応していることは間違いない。留意すべきは、主体となって動いているのが、骨を収集した側であるということである。いずれも当初は、先住民族側からの返還要求によって体制が整い、動き出しているのだが、制度ができてからは、遺骨を収集した博物館が、その調査を行い、データを精査し、背景となる情報を集め、遺骨の出所を確認している。そのうえで、出自の地域に連絡をとり、地域の人々の意向を確かめ、具体的な返還につなげているのである。このやり取りの中で、博物館や研究機関と先住民族との紐帯は強まり、同時に多くの先住民族が博物館等で教育、訓練をうけ、そこでの彼らの雇用につながっている。

1980年以降、世界では過去の国家的な負の遺産にどのように向き合うかを考えることが必要、との認識が急速に共有されるようになってきている。代表的なものとして南アフリカの真実和解委員会などがある。1980年代以降つづく、各国のリーダーたちによる、過去の不適切な国家的行為への謝罪は「悔恨の政治 (Politics of Regret)」とよばれ[25]、「和解」への注目が加速した。裁判で争い、決着できるのは個人的な有責性であ

¹¹ 2019年2月と10月に北海道大学アイヌ・先住民研究センターで、意見交換会を行なった。この時の対話は録画されており、録画資料が同センターに記録資料として収蔵されている。しかし、公開を前提に記録したものではないため、ここに記すことはしない。

り、その個人を生み出したシステムを問うことはできず、そこに和解によって解決できる可能性が生まれると国際政治学者のヘイナーは指摘している[26]。権力による組織的な人権侵害は、癒しがたい傷を残す。それは裁判では回復できない傷である。そのような傷の修復は容易なことではなく、本当の意味での平和構築の達成は大きな国家的課題となる。

基本的人権の侵害は、個々人に深い精神的な傷、トラウマを残すといわれている。トラウマとは、近年多用されるようになった多義的な概念であるが、強烈で痛ましい経験をした人の日常の行動のなかに隠された記憶である。そのような深い心の傷が、現在注目されるのも、平和は、個々人の痛みをのりこることによって、日常生活のなかではじめて平和を取り戻すことができると考えられるためである。和解というところみは、このような国際的な人権意識の高まり、人権抑圧の解決の要求を背景としている。

過去の植民地主義政策の時代、世界の先住民族は人権侵害をうけ、その結果として彼らの多くはトラウマを抱えている。そのような辛い経験を理解し、寄り添い、和解に至るということは、互いの妥協を重ねてしかありえない。さらに、その合意はその時々々の社会経済的状況に左右される。つまり、和解とはプロセスであり、状況が変われば変わりうるものである。だからこそ、合意に至ったのちも、合意を維持するための対話の努力を継続する必要がある。

アイヌ民族と向き合う研究者は、彼らが経験してきた心の痛みに敏感であるべきであろう。すでに述べたように、アイヌ民族は心に傷をうけている。情報公開への過程で、国、大学等諸機関、学術界は、遺骨と副葬品等をめぐってアイヌ民族が受けてきた苦痛と不適切な対応を検証し、彼らと直接向き合い、寄り添って、謝罪の必要性を見直す必要があるだろう。国は、謝罪に至る道筋を進めるための環境整備をささえ、関係者全員が関与することによって、和解が目指されなくてはならないだろう。

海外事例から驚かされるのは、多くのところで、海外からの遺骨返還が、国内での遺骨返還のしきみを大きく動かすきっかけとなっていることである。ニュージーランドはそれが顕著で、イギリスからの大量の遺骨の返還に対応するために、テ・パパ博物館に返還センターが設立された¹²。これをきっかけとして、国内の返還も動き出している。日本の遺骨、遺物返還の動きは国内を中心に動いているが、国外にもアイヌ遺骨はあり、返還の申し出もすでに出されている。国際返還はいまやごく普通に期待されるものになっており、日本の関係者もこの潮流から学ぶべきである。将来的にはそれ以外、たとえば日本統治時代に収集されて日本国内に所蔵されている台湾原住民の遺骨、あるいは、類似の状況下で収集された琉球(沖縄)の遺骨などに及ぶことも十分に予想される。

すでに述べたように、国際社会はこの問題に積極的に対応しており、同じ対応が日本にも求められることになるだろう。また、返還は遺骨や副葬品に限られず、植民地状況

¹² ニュージーランド、Tepapa 博物館返還プロジェクト。海外からの遺骨返還の受け皿として始まった。

<https://www.tepapa.govt.nz/about/repatriation>

で収集された文化的遺物の返還も動いており、これについても日本の対応が迫られる可能性は高い。

学术界は、グローバルな動きに呼応し、返還を推進、謝罪することで、和解をすすめ、アイヌ民族との共生社会の構築に貢献すべきだろう。そのためには、学术の専門家としてこれまでのアイヌ民族の研究によってえられた、学術的、社会的意義をわかりやすい言葉で社会に広め、返還にむけた社会的コンセンサスを醸成することが必要である。研究者コミュニティは、今後、分野領域を超えた対話と協働をすすめ、国際的な倫理に基づいた研究を推進することが求められる。

4 今後に向けての課題

(1) 遺骨、副葬品の返還環境の整備状況を検証、データを公開することが必要である。

国並びにアイヌ民族の遺骨、副葬品を収蔵してきた大学、博物館等の機関は、遺骨や副葬品について目録化してデータを公開するとともに、収集経緯と保管状況を検証し、この問題の解決が遅れたことについての謝罪を検討、議論する。

(2) アイヌ民族を尊重し、彼らの立場に立った返還プロセスを提案する必要がある。

国並びに大学、博物館等の機関は、アイヌ民族との新たな関係性を構築するための責任が継続していることを自認し、返還希望者が主体的に関与できることなど、アイヌ民族の誇りを尊重した返還体制を構想する。

(3) アイヌ民族の人材養成体制の整備と支援が必要である。

国並びに大学、博物館等の機関は、遺骨や副葬品の検証返還にアイヌ民族自身が主体的に関与できるよう、アイヌ民族の専門家を養成する研究・教育体制を構築する必要がある。

(4) 学術界として、上記の課題解決を目指し学際的な議論を継続することが必要である。

先住民族の遺骨、遺物返還については、専門分野や研究者個人に多様な意見がある。問題の本質と相違点について、上記3つの論点を中心に、複数分野の研究者が協力して議論することが必要である。

<参考文献>

- [1] Chip Colwell 2017 *Plundered Skulls and Stolen Spears- Inside the Fight to Recalibrate Native America's Culture*, University of Chicago Press, Chicago.
- [2] <https://www.volkenkunde.nl/en/about-volkenkunde/press/dutch-national-museum-world-cultures-nmvw-announces-principles-claims>
- [3] 新井田孫三郎 1789. 『寛政蝦夷乱取調日記』;
- [4] 新谷行 1972. 『アイヌ民族抵抗史』 三一書房;
- [5] 松浦武四郎 「近世蝦夷人物史」; 松浦武四郎 『知床日誌』
- [6] Walker, Brett.L 2001. *The Conquest of Ainu Lands, Ecology and Culture in Japanese Expansion, 1590-1800*. University of California Press. pp.332.
- [7] Johnston, William. 1995. *The Modern Epidemic: A History of Tuberculosis in Japan*. Harvard University Press: Cambridge and London.
- [8] 河野本道 1980. 旧土人衛生状態調査復命書. 『アイヌ史資料集』 北海道出版企画センター
- [9] Ogawa, M. 1993 *The Hokkaido Former Aborigines Protection Act and Assimilatory Education*. In *Indigenous Minorities and Education: Australian and Japanese Perspectives of their Indigenous Peoples, the Ainu, Aborigines, and Torres Straits Islanders*, N. Loos and T. Osanai, eds. Tokyo, Sanyusha, Pp. 237-249.
- [10] Siddle, Richard 1996 *Race, Resistance, and the Ainu of Japan*. London and New York: Routledge.
- [11] 植木哲也 2008. 『新版 学問の暴力：アイヌ墓地はなぜあばかれたか』 春風社
- [12] 北大開示文書研究会編 2016 『アイヌの遺骨はコタンの土へー北大に対する遺骨返還請求と先住権』 緑風出版
- [13] Brace C. Loring 2005 “Race” Is a Four=Letter Word: The Genesis of the Concept. Oxford University Press. USA.
- [14] クライナー、ヨーゼフ 1993 「西洋のアイヌ観の形成ーヨーロッパにおけるアイヌ民族文化の研究とアイヌ関係コレクションの歴史について」東京国立博物館編 『アイヌの工芸』 pp. 25-30. 東京:東京国立博物館
- [15] 小谷凱宣、萩原真子編 2004 『海外アイヌ・コレクション総目録』 南山大学人類学研究所など
- [16] 小金井良精 1935 「アイヌの人類学的調査の思ひ出ー48年前の思ひ出」『ドルメン』4-7: 724-735.
- [17] 寺田和夫 1975 『日本の人類学』 思索社
- [18] 佐原真 1983 「解説」 モース E. A. 『大森貝塚』 岩波書店
- [19] <https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/ainu/post-33.html>
- [20] 企画室編集部編 1988 『アイヌ肖像権裁判・全記録』 現代企画室
- [21] 北海道大学文学部古河講堂 「旧標本庫」 人骨問題調査委員会 報告書 1997

[22] 土橋芳美 2017 『痛みのペンリウター囚われのアイヌ人骨』 草風館

[23] <https://www.asahi.com/articles/ASMCM62NMMCMIPE022.html> (札幌医科大 アイヌ民族遺骨収集を謝罪)

[24] http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/ainu/1415588.html

(大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還てつづきについて)

[25] オリック、ジェフェリーK. 2010 「悔恨の価値—ドイツの教訓」 関沢まゆみ編 『戦争記憶論—忘却、変容そして継承』 昭和堂。

[26] ヘイナー、プリシラ B. 2006 『語りえぬ真実—真実委員会の挑戦』 平凡社。

<参考資料 1> 審議経過

平成 30 年

- 1月6日 地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会（第1回）
役員の選出、今後の進め方について
- 3月30日 地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会（第2回）
委員、参考人からの情報提供
「歴史的遺物返還と北大のとりくみ」 加藤博文委員
「北米と歴史的遺物返還」 伊藤敦規氏(国立民族学博物館)
- 7月8日 地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会（第3回）
参考人からの情報提供
「カナダにおける先住民族の文化遺産・遺骨等返還の事例報告」
松井健一氏（筑波大学）
「琉球遺骨返還運動の歴史的背景とその社会的影響に関する分析」
松島泰勝氏（龍谷大学）
- 9月29日 地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会（第4回）
委員、参考人からの情報提供
「オーストラリアの返還について」 窪田幸子委員長
「アイヌの立場から」 木村英彦氏(平取アイヌ協会会長)
- 12月28日 地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会（第5回）
委員、参考人からの情報提供
「大学の保有するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続について」
絹笠 誠氏（内閣官房アイヌ総合政策室）
「スカンジナビア諸国での返還事例」 加藤博文委員

平成 31 年

- 2月23日、24日 地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会（第6回）
アイヌの諸団体との意見交換、提言の構成について
- 4月21日 地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会（第7回）
提言の骨子案について

令和元年

- 6月29日 地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会（第8回）
隣接専門分野からの見解、提言案について¹³
「自然人類学の立場から」 近藤修（東京大学大学院理学系研究科准教授）

¹³ それぞれの学会にこの問題についての意見を伺いたい旨の申し入れをし、推薦いただいた方から意見を伺った。

「考古学の立場から」近藤英夫（東海大学名誉教授・日本考古学協会副
会長）

10月13日 地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会（第9回）
アイヌの諸団体との意見交換、提言案について

令和2年

1月29日 地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会（第10回）
提言について

<参考資料2> 日本文化人類学会とアイヌ民族

日本文化人類学会の歴史的経緯

- 1934年 日本民族学会設立
- 1942年 民族学協会に改組
- 1964年 日本民族学会に改組
- 2004年 日本文化人類学会に改称

1972年 第26回日本人類学会・日本民族学会連合大会（1972. 8. 25-26、札幌医科大学）の壇上にアイヌ解放同盟・北方民族研究所の数名（結城庄司と太田竜等）が上がり、糾弾の演説を行った。

1989年「アイヌ研究に関する日本民族学会研究倫理委員会の見解」 『民族学研究』（日本民族学会），54(1)，1989を公表した。

1990年6月、第24回日本民族学会研究大会にて倫理委員会主催でシンポジウム「民族学における研究倫理の問題」をアイヌ民族の参加者を加えて開催した。

1996年「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書」が出た後、概ねそれをサポートする「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書についての見解」を公表した。

2008年に「アイヌ民族の権利確立を考える議員の会」が「アイヌ民族を先住民族と認める」国会決議を目指していることについて、それをサポートする文書を会長名にて送付した。

2009年「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」が出たことを経て、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書についての見解」を公表した。

日本文化人類学会（2004年3月までは日本民族学会）は、戦後もアイヌ研究を行ってきたが、アイヌ民族を研究対象としてとらえ、その消えゆく文化が消え去る前に記録をとるといった意図の色濃い研究であった。その点の反省に基づき、アイヌ民族が参加でき、アイヌ民族とともに研究を目指すことを考えたのが1989年の倫理委員会見解である。その後の見解発表等で、当時アイヌ民族は存在しない、もう同化している、といった考えが一般的だった時代に、アイヌ民族の独自性を認め、先住民族であるという見解を一貫してサポートしてきた点については評価できるといえる。

＜参考資料3＞アイヌ民族による遺骨返還を求める提訴と和解

- ・ 2012年9月14日、浦河町杵臼コタン出身のアイヌ民族の遺族3名が北海道大学に対して遺骨の返還と慰謝料を求めて提訴。
- ・ 2014年1月、紋別市のアイヌ民族の遺族がモベツコタン由来の祖先の遺骨4体の返還などを求めて北海道大学を提訴。
- ・ 2014年5月27日、浦幌アイヌ民族協会が祖先の遺骨64体の返還などを求めて北海道大学を提訴。
- ・ 2015年4月1日に北海道大学がアイヌ遺骨等返還室を設置。個人特定が可能な遺骨の出土地域情報をホームページで公開。返還請求の受付を開始。
- ・ 2016年3月25日、浦河町杵臼出土のアイヌ民族の遺骨に関する遺骨返還の和解が成立。同年7月15日-17日に12箱分の遺骨（体ごとに特定できた遺骨11体、うち個人特定は1体）が返還され、再埋葬される。
- ・ 2016年11月25日、紋別出土のアイヌ民族の遺骨に関する遺骨返還の和解が成立。2017年9月16日-17日に紋別アイヌ協会に4体の遺骨が返還され、紋別市内の納骨堂に安置される。
- ・ 2017年3月22日、浦幌出土のアイヌ民族の遺骨に関する遺骨と副葬品の返還の和解が成立。同年8月19日-20日に浦幌アイヌ協会に63体の遺骨を含む82箱と副葬品が返還され、遺骨は再埋葬される。
- ・ 2017年10月19日、静内町駅前墓地（161体）、同じく豊畑墓地（33体）の改葬時に発掘されたアイヌ民族の遺骨と浦河町東幌別出土の遺骨2体についてコタンの会が北海道大学と新ひだか町を提訴。
- ・ 2018年1月15日 コタンの会が北海道大学と新ひだか町に対する提訴を取り下げ。
- ・ 2018年1月26日、コタンの会と浦幌アイヌ協会が札幌医科大学と北海道に対して遺骨返還を求め提訴。2020年1月21日に訴えを取り下げた
<https://sp.uhb.jp/news/10847/>
- ・ 2019年11月1日 浦幌アイヌ協会が東京大学に対して浦幌出土のアイヌ民族の遺骨1体と副葬品の返還と賠償請求を求めて遺骨返還請求訴訟
(http://www.kaijiken.sakura.ne.jp/urahoroainuassociation/2019/trial/todai_case.html)

<参考資料4>アイヌ民族の遺骨問題への政府の対応

- 2007年9月13日に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(UNDRIP)が採択。日本政府は賛成票を投じる。
- 2008年6月6日に国会の両院(衆議院と参議院)において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」
- 2008年11月に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が発足。
- 2009年7月29日に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」が内閣官房長官に提出。
- 2011年6月1日に内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が発足。アイヌ遺骨の取扱いに関する議論がアイヌ民族の代表を交えて議論される。
- 2011年9月15日に日本学術会議地域研究委員会人類学分科会が「報告 アイヌ政策のあり方と国民的理解」を発表。
- 2011年11月に国内大学に対して大学が保管するアイヌ民族の遺骨と副葬品の所在調査を実施。2013年6月にその結果を公開。
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2016/09/30/1376459_01_1.pdf
- 2015年8月に国内の博物館等施設についてもアイヌ民族の遺骨と副葬品の所在調査
2016年11月にその結果を公開
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2017/05/25/1376459_2_2_1.pdf
- 2017年4月に国内大学の保管するアイヌ遺骨の再調査結果を報告。
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2017/05/25/1376459_3_2_1.pdf
- 調査の結果、日本国内の大学には、12の大学に1676体のアイヌ民族の遺骨が保管されていることが明らかにされ、また国内の12の博物館等施設において76体のアイヌ遺骨が保管されていることが明らかになった(2017年4月時点)
- なお、2020年1月に博物館等施設についての再調査が行われ、17の博物館等施設において、133体のアイヌ遺骨が保管されていることが明らかになった。

＜参考資料5＞アイヌ政策推進会議の対応

- ・ 2011(平成 23) 年 6 月にアイヌ政策推進会議の「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/shuchou-kukan/houkokusho.pdf>
 - a) 各大学で保管しているアイヌ遺骨について遺族への返還が可能なものは、各大学等において返還する。
 - b) 返還のめどが立たないものについては国が主導して、アイヌ民族の人々の心のよりどころとなる象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊の対象となるように配慮する。
- ・ 2013(平成 25)年 9 月のアイヌ政策推進会議で「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」(政策推進作業部会が 2013 年 6 月にとりまとめたもの) を承認
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai5/siryoul-3.pdf>
 - a) 遺骨の返還・集約を進めるに当たっては、アイヌの人々の意向を最大限尊重する。
 - b) アイヌの人々が返還を求める遺骨については、象徴空間への集約後も含め、最大限返還する。
 - c) 返還に当たっては、適切な相手先に確実に返還し、遺骨が何度も移転させられるような事態は極力避ける。
 - d) 遺骨と一対一で対応する副葬品については、遺骨と帰趨を共にするものとする。
 - e) 返還手続については、政府において、ガイドラインを作成するなど、関係大学と協力して検討を進める。
- ・ 2014(平成 26)年 6 月 2 日に内閣官房と文科省は、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」を定める。
- ・ 2017(平成 29)年 5 月 23 日開催の第 9 回アイヌ政策推進会議において「地域返還の基本的な考え方について」を示す。
- ・ 2018 (平成 30 年) 12 月大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」を定める。

<参考資料6> 諸外国の4事例

(1) アメリカの事例

NAGPRA (Native American Graves Protection and Repatriation Act 1990、米国先住民墓地保護・返還法 1990) は、1990年に制定され、その6年後に法改正がなされた。先住民族の人骨、副葬品、聖物、文化的世襲財産などを収蔵している、連邦政府もしくは州政府からの補助金により運営されている機関は、収蔵品を目録化して関連トライブ政府に送付することを定めたものである。情報開示の結果、リストを送付されたトライブ政府などが、当該資料の実見や返還を希望する場合にはその要請が可能なこと、ならびに博物館はその要請に応じて協議（コンサルテーション）の場を設けなければならないと定められている。トライブ側が返還を希望し、収蔵機関に対して正式な請求を行うと、収蔵機関は法律で定められた期日以内に当該資料の返還に応じなければならない。

NAGPRAの返還対象は人骨 (human remains) とモノ (objects) である。各館の返還対象品の情報開示は目録を紙媒体で印刷し、該当するトライブ政府や民族集団に郵送された。「1. 人骨」と「2-1-1 人骨と対応する副葬品」の目録作成期日は、法律制定後5年以内 (1995年11月16日)、一方で、「2-1-2 人骨と対応しない副葬品」、「2-2 聖物」、「2-3 文化的世襲財産」の個々の資料に関する概要作成の期日はさらに短く、法律制定後3年以内 (1993年11月16日) とされた。3年や5年という期間で、人骨を含めて収蔵資料の来歴を調べ直すというのは大変な作業であったと考えられる。期日までに間に合わなかった機関は58にのぼり (間に合ったのは1,058機関)、遅延した全58機関が期限延長申請を済ませた。

収蔵資料の目録作りや来歴調査には、膨大な時間と労力が必要である。予算としては、外部の助成金に申請することも可能な制度が作られた。(財源は米国内務省の国立公園局及び Environment Appropriations Act の年度予算の一部 (*3) で、年度当たりの助成金の総額は約2億円程度であった。助成金申請対象機関は収蔵博物館だけでなく、トライブ政府や先住民族組織も含まれ、なお、1994年から2017年までの25年間の採択件数は933件であった。(*4)

助成対象は「Consultation/Documentation Grants」と「Repatriation Grants」の2種類があり、前者は、目録作成作業費と協議のためのトライブ成員の招聘費をまかなうための助成である。後者は、人骨や聖物などの返還のための梱包、移送、さらにヒ素などの汚染物質を除去したり、再埋葬のための重機をレンタルしたりするための助成である。*5

NAGPRAが成立する以前、法案の段階では、多くの博物館は反対意見を表明していた。「公共性の高い機関から唯一無二の貴重な資料を取りあげることは、米国先住民族自身を含めた将来の世代から人類史に関する重要な知識を奪い取る行為に他ならない」というものだった (Colwell 2017:104-105)。また、博物館側には「法案が成立されると破滅的な予算が生じ、博物館活動は不全となってしまう」とか、「返還した資料が再びブラックマーケットに流れる」という危惧もあった。

しかし、米考古学会をはじめとする学術組織やそれまで返還に否定的だった主立った

博物館は態度を軟化させていった。例えば、デンバー自然科学博物館のチップ・コルウェルは「私たち博物館は文化的な資料の返還に反対はしない。返還というものはおそらく終わりではなく、先住民と博物館との新たな協働の始まりなのだ。その意味で私たちは博物館の役割が問われている歴史的瞬間に立ち会っている」(Colwell-Chanthaphonh 2017:105) とのべた。こうして、1990年11月2日に、第41代大統領ジョージ・H. W. ブッシュが署名して公法101-601という連邦法(NAGPRA)が成立した。

* (<https://www.nps.gov/nagpra/GRANTS/INDEX.HTM>、2018年3月22日アクセス)

* (<https://www.nps.gov/nagpra/GRANTS/ALLAWARDS.htm>、2018年3月22日アクセス)。

* (<https://www.nps.gov/nagpra/grants/index.htm>、2018年3月22日アクセス)。

(2) オーストラリアの事例

オーストラリアでは、多くのアボリジニの遺骨は博物館に収蔵されていた。1970年代から80年代はじめにかけて、先住民との関係性において、博物館が果たすべき役割についての議論が進み、遺骨返還の解決も大きな焦点のひとつとなっていく。すでに、1970年代からタスマニアなどでは遺骨返還要請はおきていた。

1983年には、オーストラリア博物館長委員会(the Council of Australian Museum Directors)が、人骨の収蔵及び展示を行わない方針を採択した。そして、子孫のわかっている遺物は、返還することになった。1984年には、アボリジニ・トレス海峡諸島民遺産条例(Aboriginal and Torres Strait Islanders Heritage Protection Act)も連邦議会で採択された(1987改正)(Griffin 1996)。

南オーストラリア博物館をはじめ館長たちは、博物館協会へはたらきかけ、政府をロビーした。1990年に結成されたアボリジニ委員会(ATSIC)では、返還のための特別予算が生まれ、返還を推進されることになる。博物館の代表が、アボリジニの代表との議論を重ねた結果、1993年に、Museum Australiaという博物館の統一代表組織が、”Previous Possessions, New Obligations”というオーストラリアの博物館の先住民遺物についての統一方針を示す文書を発表した(CAMA 1993, 資料1)。この声明は重要かつ象徴的なものであった。人骨・遺物をふくめ博物館と先住民との関係のあり方を決定的に変えることになった。

この声明では、1) 人骨、儀礼具、そして資料全般の扱い、2) 調査研究、博物館活動へのアボリジニの参加、3) ガバナンスの問題、という3側面におよぶ博物館とアボリジニの関係を改善発展させるためのガイドラインを策定することをうたった。遺骨と遺物についての問題において、それまで当たり前信じられていた遺骨と聖なる遺物についての処分決定については、博物館が一方的な権利を持つ、とする考え方を否定して、「アボリジニが文化的遺物に対して特別の、かつ第一義的な権利を持つ」とすることを根本的な原則とした意義は非常に大きい。博物館は、遺物の返還について積極的に先住民のコミュニティと交渉することと、全ての必要な情報を先住民側に提供する義務をおうことになり、これを受け入れたのである(Sullivan et al 2003, Dolan 2001)。

連邦政府は、1999-2000年に” The Return of Indigenous Cultural Property Program” (RICPP) を開始し、3年間で1.5百万ドル(約1億2千万円)の予算をつけた。そしてさらに2007年には、4年間で4.7百万ドル(約3億8千6百万円)という予算をつけて延長している。つまり、連邦として積極的に、しかも長期的に返還を推進してきていることがわかる。そして2000年7月には、ハワード首相はイギリスのブレア首相とともに、アボリジニの遺骨返還の共同声明を出した。すでにエジンバラ大学等、一部で始まっていたイギリスにあるアボリジニの国際的遺骨返還の活動を積極的に協力して進めると表明した。

2001年に開館された国立オーストラリア博物館には、返還推進のために特化した部局、返還プログラムユニットがおかれ、専任の担当者を複数雇用し、少なくとも一人は必ず先住民族出身者を雇用した。ユニットでは、骨の同定とその背景となる資料調査を行い、骨の出土地域の同定を行う。そして、子孫、または、所属コミュニティをみつけ、ユニット側から接触し、情報を提供し、先方の希望を聞き、それにしたがって返還を行う。ユニット側が人を派遣し、説明する場合はほとんどである。返還には条件はつけず、受け入れ側の希望通りにする。これが返還の大前提である。返還にかかる費用は、NMA ユニット側が負担する。こうして、NMAでは、2010年までの25年間に、すでに1000体以上の返還を完了している。オーストラリアの各州の博物館もこのような方針に従って、これまでにアボリジニの遺骨と副葬品、儀礼具などの返還を行ってきた。どこの博物館にも先住民族出自の担当者があり、博物館の中で先住民族の学芸員とともに仕事をしている。博物館の先住民族に対する垣根は低くなり、先住民族教育の場としても、機能するものとなっている。

オーストラリアの解剖学研究所は解体され、そのアボリジニの骨のコレクションもNMA ユニットに移籍された。また海外から返還されたコレクションもここに集められ、調査を進めるとともに返還を推進してきている。NMAは、返還のナショナルセンターとなったのであり、現在もその役割を担い続けている(Pickering 2000)。このように連邦は、アボリジニの遺骨遺物返還を公的な方針として財政出動し、積極的に進めてきている。

(3) 北欧諸国の事例

北欧には先住民族であるサーミが、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドそしてロシアの4カ国に居住している。研究目的で収集された遺骨や文化遺物は各国にあり、それぞれに返還に取り組んでいるが、国ごとの違いがあり一様ではない。全体を統一するような方針は見られず、それぞれの国でも公的な規則は存在しない。それぞれの機関、地域がプロジェクトを立てたり、個別に返還要請に応える形で返還が行われているといえる。

フィンランドでは、1995年にヘルシンキ大学が95体のサーミ遺骨を返還し、イナリ湖の古い墓地に再埋葬した。しかし残された遺骨は、イナリのシーダ国立サーミ博物館に保管されている。

ノルウェーでは、遺骨については、オスロ大学医学部解剖学教室に収蔵されている。1852年に起きたサーミ集団蜂起事件で処刑された2名のサーミリーダーの遺骨が1996年に返還され、再埋葬され、また2011年には、ノルウェー北部で1915年に発掘されたサーミ遺骨94体が、2007年に地元に戻され、再埋葬された。

スウェーデンでは、2002年から2009年にかけて、20世紀前半に研究者により発掘収集されたサーミの遺骨が、国立歴史博物館やルンド大学から返還され、再埋葬された。また国立歴史博物館やウプサラ大学で確認されたサーミの遺骨の一部が、ヨックモックにあるアイテ・スウェーデン山岳・サーミ博物館に仮保管されている。

海外の先住民族の遺骨返還については、2004年にストックホルム民族誌博物館がオーストラリアアボリジニの遺骨20体を返還している。2005年には、政府がすべての国立博物館と大学に対して、収蔵する人骨コレクションの収蔵目録の作成を指示した。その後もストックホルム民族誌博物館とルンド大学がオーストラリアアボリジニの遺骨を返還している。カロリンスカ研究所は、ニュージーランド、オーストラリア、フレンチポリネシア、アメリカ合衆国へ先住民族の遺骨を返還している。また国立歴史博物館は収蔵するハワイ先住民族の遺骨返還をハワイ先住民族の団体と協議中である。

(4) ドイツの事例

ドイツでの遺骨返還の議論の火付け役となったのは、旧ドイツ植民地時代の虐殺に関するナミビアからの謝罪と補償の要求だった。2000年以降顕著になったこの動きの中で大きな焦点となったのが、犠牲者の遺骨の返還である。ベルリンのシャリテ博物館（旧ベルリン大学病院）では、有志によるプロジェクトの形で人骨の由来調査が実施され、2011年にナミビア政府に20体の頭骨を、2013年にはアボリジニのものと判明した33体をオーストラリアに返還する先例を作ったⁱ。同時期にはフライブルク大学でも学長室が人骨コレクションの調査を率い、返還要求が妥当と判断されるものの返還を決定し、2011年以降、14体の頭骨をナミビアに返還した。

国際連合の先住民族権利宣言（国連宣言）なども背景に、ドイツ博物館連盟は2013年に『人骨の取り扱いに関する勧告』ⁱⁱを発表した。『勧告』は、博物館等の収蔵する人骨が収集されたコンテキストの調査を出発点とし、倫理的に不当なコンテキスト（代表的には植民地支配下やナチ支配下）で獲得されたものに関して、将来の法整備を見据えつつ、すでに行われたシャリテ博物館などからの返還実績も参照して、由来地の人々と誠実に協議してその処遇を定めることとしている。この『勧告』以降、各州の博物館からナミビア、オーストラリア、ハワイなどへの返還が続いている。

一方、2000年代初めからベルリンの博物館再整備計画として、旧民族学博物館やアジア芸術博物館等の収蔵品を統合して「フンボルト・フォーラム」を設立することが発表されたことも、博物館からの人骨返還の議論を活性化している。それらの収蔵品の多くが植民地主義的文脈で獲得されたものであり、それを吟味しないまま展示することに批判が集まったのである。2018年からの第4期メルケル政権が、植民地主義の過去の問題への取り組みを政権の課題に含めたこともあり、返還問題は、国政レベルでの議論につ

ながっている。

2018年には、ドイツ博物館連盟が『植民地主義のコンテキストでの収集物の取り扱いに関する指針』を発表した。この『指針』のいう「植民地主義のコンテキスト」とは、狭義の植民地支配に関わるものにとどまらず、植民地主義的な力関係を背景とするあらゆる地域・時代のものを含み、さらに植民地主義の考え方を宣伝・流布するようなものをも含んでいる。

そうしたすべての収集物について、由来を調査するとともに、そもそも何が収蔵されているかをすべての人に公開するためにデジタル化すること、そして由来地の人々との透明で対等な関係の中でその取扱いについて協議することが謳われている。『指針』はそのような協議のための出発点と位置付けられ、公開後、世界各地の由来地の人々を招いたワークショップが開催されている。そうした由来地側の意見を反映し、2019年には『指針』の改訂版が発表され、今後もさらに改訂を重ねていくとされている。

<https://anatomie.charite.de/ueber-den-faecherverbund/human-remains-projekt/>

<http://www.pr.uni-freiburg.de/pm/2014/pm.2014-03-04.18>

<https://www.museumbund.de/publikationen/empfehlungen-zum-umgang-mit-menschlichen-ueberresten-in-museen-und-sammlungen/>

<https://www.humboldtforum.org/en>

<https://www.museumbund.de/wp-content/uploads/2018/05/dmb-leitfaden-kolonialismus.pdf>